

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月14日

【四半期会計期間】 第14期第2四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Dreamvisor Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 奥山 泰

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号

【電話番号】 03-6661-9311(代表)

【事務連絡者氏名】 アドミニ&オペレーション部 副部長 木村 健太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号

【電話番号】 03-6661-9311(代表)

【事務連絡者氏名】 アドミニ&オペレーション部 副部長 木村 健太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第13期 第2四半期 連結累計期間	第14期 第2四半期 連結累計期間	第13期
会計期間		自 平成23年7月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年7月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日
売上高	(千円)	258,311	241,976	497,319
経常損失( )	(千円)	68,315	55,002	147,634
四半期(当期)純損失( )	(千円)	65,755	57,488	203,168
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	65,755	57,488	203,168
純資産額	(千円)	314,053	270,611	205,908
総資産額	(千円)	543,234	312,632	268,079
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( )	(円)	7,361.84	5,573.26	22,324.22
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	57.8	86.6	76.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	34,741	64,434	103,987
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	15,047	12,994	36,238
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	311	110,493	28,944
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	155,617	225,968	166,914

回次		第13期 第2四半期 連結会計期間	第14期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純損失金額 ( )	(円)	4,338.48	2,389.56

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について、第13期、第13期第2四半期連結累計期間及び第14期第2四半期連結累計期間は潜在株式が存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。
3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 当社は、平成24年9月26日開催の第13期定時株主総会決議により、決算期を6月30日から3月31日に変更したため、第14期は平成24年7月1日から平成25年3月31日の9か月間となっております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結累計期間において、主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。あかつきフィナンシャルグループ株式会社は、平成24年9月10日をもって、支配力基準により当社親会社となっております。また、当第2四半期連結累計期間において、当社第3回新株予約権の権利行使により、平成24年12月31日現在、同社による当社議決権の保有割合は52.86%（同議決権個数7,844個）となっております。

また、当社の子会社であったドリームバイザー・ファイナンシャル株式会社は、平成24年8月をもって清算手続きを終了しております。

この結果、当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成されることとなりました。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある以下の事項が発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(当社株式の上場時価総額について)

当社株式は、平成24年4月末から平成24年12月末まで、時価総額が3億円未満であったため、東京証券取引所マザーズ市場における上場廃止基準に抵触し、上場廃止に係る猶予期間に入っております。

東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項5号aでは、「月間平均時価総額」又は「月末時価総額」が3億円未満となり、3か月以内に事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を東京証券取引所に提出した場合には9か月（当該書面を3か月以内に提出しない場合には3か月）以内に「月間平均時価総額」及び「月末時価総額」が3億円以上とならない場合は上場廃止となる旨規定されております。

当社は、平成24年7月に上記の書面を東京証券取引所に提出し、当社株式の上場廃止の猶予期間は、平成25年1月末までとなっております。

当社グループは全社を挙げて収支改善に取り組む一方、当社株式の上場維持に向けた施策の一つとして、株主無償割当による新株予約権の発行（平成24年9月19日取締役会決議。以下、「当社第3回新株予約権」）に加え、当社役員、当社親会社の役員並びに第三者割当による有償新株予約権の発行（平成24年12月4日取締役会決議。以下、「当社第4回新株予約権」）を行いました。

当社第3回新株予約権並びに当社第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」）の発行は、財務基盤の安定化と中長期的な成長の為に投資資金の調達をその主たる目的としておりますが、本新株予約権発行による財務基盤の強化と中長期的な成長の為に投資により、その結果として、時価総額の回復が図られ当社株式の上場の維持に寄与するものと考えたためであります。

平成24年12月7日、あかつきフィナンシャルグループ株式会社（当社親会社）が当社第3回新株予約権3,922個（行使により交付された新株式数3,922株）を権利行使いただいた結果、当社の発行済株式総数は13,675株（平成24年12月7日時点）に増加し、当社株式の時価総額は、299,482,500円（平成24年12月7日時点）に上昇しました。その後も第2四半期連結会計期間の末日までに、本新株予約権の割当先の一部から、本新株予約権の権利行使により、当社の発行済株式総数は14,839株（平成24年12月28日時点）に増加し、当社株式の時価総額は320,077,230円（平成24年12月28日時点）に上昇したことから、当社株式の上場維持の兆しが見えております。

ただし、当第2四半期連結会計期間の末日では、当社株式の時価総額は、上場廃止基準を回復するまでには至っておりません。上場廃止に係る猶予期間が終了する平成25年1月31日までに当社株式の「月間平均時価総額」及び「月末時価総額」が3億円以上とならない場合には、東京証券取引所の定めるところにより整理銘柄指定期間1か月を経て、上場廃止となる可能性があるためであります。当社株式が上場廃止となった場合、上場市場での売買ができなくなり、換金性が著しく低下いたします。

なお、上場廃止基準の一つである上場株式の時価総額3億円は、東京証券取引所による上場廃止基準の緩和措置により、平成25年12月末を期限とし、本来5億円である時価総額基準が3億円に変更されたものであります。

その後も、引き続き、本新株予約権の割当先より行使をいただき、平成25年1月31日時点、当社の発行済株式総数は15,232株に増加し、平成25年1月の当社株式の時価総額が、東京証券取引所の上場廃止基準（有価証券上場規程第603条第1項第5号a）に定める所要額（3億円）以上となったため、当社株式は、上場廃止に係る猶予期間から解除されております。

当社は、今後も引き続き東京証券取引所における上場を維持すべく、早期の業績改善を目指す所存であります。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における経済環境は、欧州債務問題を背景とした欧州地域の景気低迷や米国景気の停滞などで世界経済の回復が遅れるなか、国内景気も低調に推移しました。さらに、尖閣諸島問題に端を発した日中関係の悪化から中国ビジネスにも懸念が広がる地政学リスクも日本経済に影を落としました。こうした中、株式市場においては、為替の円高傾向の継続で輸出型企業に対する企業収益の不透明感から盛り上がり欠ける展開となりました。平成24年9月に8,800円台でスタートした日経平均は、平成24年10月に約3カ月ぶりの8,500円割れをみましたが、下値も限定的でした。その後、平成24年11月14日に野田佳彦前首相により平成24年11月16日に衆議院解散、平成24年12月4日公示、平成24年12月16日投票が決定すると、株式市場は民主党から自民・公明連立の政権交代による変革への期待が先行し上値を試す展開となりました。日経平均は公示前に9,500円台を回復、平成24年12月16日の投開票の結果を受けた自民・公明連立政権の成立が決まると、さらに、日経平均は上昇力を増し、平成24年12月19日に平成24年4月4日以来の1万円の大台を回復。新政権の安倍晋三首相による大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する3つの成長戦略（アベノミクス）がマーケットで好感され、大納会の平成24年12月28日は1万395円となり3年ぶりの年足陽線となりました。為替の円高是正も大きく進み、平成24年9月下旬に一時1ドル＝77円台まで進んだ為替相場は、平成24年12月末に同86円台まで円安が進みました。

このような状況の下、当社グループでは、経費の見直しを進めるとともに、既存事業の営業活動を推進しつつ、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業、新聞及び広告事業を補完する収益モデルの構築に取り組みました。引き続き、当社グループのリソースを活かし、資本業務提携先のおかつきフィナンシャルグループ株式会社及びそのグループ会社（以下、「おかつきグループ」という）とのシナジー効果の追及も展開し具体化しはじめました。

金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業では、厳しい事業環境が続いておりますが、新聞及び広告事業では、当第2四半期連結累計期間の後半に部数の減少傾向に歯止めが掛かりはじめ、広告事業などで営業活動の成果がみられました。その他では、上場企業のIR説明会のセミナー開催・受託運営が好調で、出版事業とともに収益に寄与しました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は241,976千円（前年同四半期比6.3%減）、営業損失は60,098千円（前年同四半期は68,899千円の営業損失）、経常損失は55,002千円（前年同四半期は68,315千円の経常損失）となりました。

また、当連結会計年度で進める資産整理・経費削減の一環として、金融証券市場ニュース及び投資アプリケーションの提供事業は収益悪化により回復可能性が低いと判断し、当該事業にかかるサーバ機器等（器具備品）の帳簿価額を減損損失1,154千円として計上したほか、会員権評価損3,424千円を計上したことなどから、四半期純損失は57,488千円（前年同四半期は65,755千円の四半期純損失）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

当連結会計年度より、事業内容をより正確に表わすため、事業セグメントであるその他の「イベント事業」の名称を「IR支援事業」に変更いたしました。名称のみの変更であるため、セグメント利益又は損失

に与える影響はありません。

なお、セグメント間取引については相殺消去しておりません。

#### 金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業

金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業では、サーバなどの経費見直しにより固定費の削減が図られ、市場回復の傾向に伴い、利用者数の減少には一定の歯止めがかかりました。しかしながら、証券市場及び外国為替証拠金取引市場の厳しい事業環境が続いたこともあり、新規取引先の開拓など具体的な成果を得るには至りませんでした。

これらの結果、売上高は53,562千円（前年同四半期比25.7%減）、営業損失は9,884千円（前年同四半期は416千円の営業利益）となりました。

#### 新聞及び広告事業

新聞事業では、当第2四半期連結累計期間の後半に相場的な盛り上がりを見せた新興企業を中心とする新規公開マーケットの活況などを積極的に紙面に取り上げましたが、新聞販売部数は減少傾向となりました。しかしながら、当第2四半期連結累計期間末にかけては、相場全体の上昇を受けて新規の購読申込が散見され始め、次期に期待が持てる状況となりました。

広告事業では、住宅、2部、食品、ジャスダック、中部圏といった広告特集に取り組みました。また、新規上場企業による全面広告の獲得もあり、収益の拡大がみられました。

これらの結果、売上高は149,742千円（前年同四半期比7.6%減）、営業損失は20,543千円（前年同四半期は14,915千円の営業損失）となりました。

#### その他

IR支援事業（前連結会計年度では「イベント事業」）では、上場企業のIR説明会を中心としたセミナーの開催・運営の受注が一段と拡大しました。当第2四半期連結累計期間は32回（内、第1四半期連結累計期間は14回）を実施しました。新規の受託先企業及び北陸など開催地の開拓も進んだほか、金融関連企業の資産運用セミナーの協賛も引き続き受託しました。

出版事業では、年1回発行の『金融証券人名録 平成25年度版』の販売が堅調に推移したのに加え、上場企業の事業報告書制作の受託が収益に貢献しました。

これらの結果、売上高は38,671千円（前年同四半期比60.0%増）、営業利益は13,578千円（前年同四半期比46.1%増）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における財政状態は、総資産312,632千円、負債42,021千円、純資産270,611千円となりました。

総資産については、前連結会計年度末に比べ、44,553千円（16.6%）増加となりました。これは主に、新株予約権の発行及び行使により現金及び預金の増加59,053千円等があったことによるものであります。

負債については、前連結会計年度末に比べ、20,149千円（32.4%）減少となりました。これは主に、本社移転が完了したことに伴う移転費用引当金の取崩27,965千円があったことによるものであります。

純資産については、前連結会計年度末に比べ、64,702千円（31.4%）増加となりました。これは、四半期純損失57,488千円を計上したものの、新株予約権の発行及び行使により資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金並びに新株予約権が122,190千円増加したことによるものであります。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末より59,053千円増加し、225,968千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動の結果、使用した資金は64,434千円（前年同四半期は34,741千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失56,946千円（前年同四半期は64,990千円の税金等調整前四半期純損失）及び移転費用引当金の減少13,372千円によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果、流入した資金は12,994千円（前年同四半期は15,047千円の支出）となりました。これは主に、本社移転に伴う敷金の回収によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動の結果、流入した資金は110,493千円（前年同四半期は311千円の支出）となりました。これは主に、新株予約権の発行に伴う収入110,562千円によるものであります。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### (6) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。これは、当社及び株式会社日本証券新聞社（連結子会社）において、コスト削減の一環並びにあかつきフィナンシャルグループ株式会社（当社親会社）及びそのグループ会社との連携強化及び業務効率の向上を目的として、平成24年9月、本店所在地及び本店事務所を東京都千代田区から東京都中央区へ移転したことによるものであります。



## 新設

平成24年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		
				建物 附属設備	器具及び 備品	合計
提出会社	本社 (東京都 中央区)	全社	本社機能	3,129	734	3,863
株式会社日本 証券新聞社	本社 (東京都 中央区)	新聞及び 広告事業	新聞制作 サーバ	-	833	833
		その他				

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 除却等

平成24年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		
				建物 附属設備	器具及び 備品	合計
提出会社	本社 (東京都 千代田区)	全社	本社機能	15,544	495	16,039
株式会社日本 証券新聞社	本社 (東京都 千代田区)	新聞及び 広告事業	本社機能	320	342	662
		その他				

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (7) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための対応策

当社グループは、平成21年6月期から平成24年6月期まで4期連続で連結営業損失を計上し、平成20年6月期から平成24年6月期まで5期連続で営業キャッシュ・フローのマイナスを計上いたしました。また、平成25年3月期第2四半期連結累計期間においても、連結営業損失並びに営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。当社グループは、業績回復をするために、収支改善と財務基盤の強化が必要と認識しております。

以下のような取り組みにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当第2四半期連結累計期間では、平成24年11月以降での国内株式の上昇基調を背景に、足元では、新聞購読部数の下げ止まり感や、IR講演会の受託開催件数も前年同四半期と比べて大幅に増加したことで上場企業によるIR活動へのニーズの高まりが確認されました。また、新たな経営体制の下で、資産圧縮や固定費削減により、前年同四半期と比べ、営業損失の縮小に努めました。

金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業では、証券市場の長引く低迷、オンライン金融情報の無料化の流れ、システム競争力の低下等から、新規取引先の開拓が厳しい状況にあります。当該事業は、中立的なファイナンシャルメディアとして当社創業の原点であり、当該事業の継続を前提に収支改善を図るため、これまで株価、指標、FXなどのチャートをより多くの顧客に提供するため拡張していたサーバ機器等のシステム設備を、現在の取引規模に応じたより適正な体制に見直すことで、システム維持費を削減する計画を着実に進めております。

新聞及び広告事業では、株式市場の回復に支えられ、足元では購読部数の下げ止まりの兆しが見られております。また、あかつきグループを含む証券金融機関の顧客向けに「NS」日本証券新聞購読キャンペーンや銘柄レポートの作成受託を引き続き行い、投資家にとって中立かつ有益な情報提供を行うとともに、安

定した収益源の確保に努めてまいります。

I R支援事業（前連結会計年度は「イベント事業」）では、上場企業におけるI R活動へのニーズの高まりをしっかりと受け止め、引き続き新たなI R講演会の受注に向けて営業活動を推し進め、開催件数の増加を目指します。

出版事業では、『酒田五法は風林火山』や『金融証券人名録』の販売収入を見込んでおります。事業報告の作成受託も、実績を積み重ねていくことで、新たな受注につながるよう営業活動を努めてまいります。

財務基盤の強化に向けては、当社株式の上場維持の施策の一つとして、株主無償割当による新株予約権の発行（平成24年9月19日取締役会決議。以下、「当社第3回新株予約権」）に加え、当社役員、当社親会社役員並びに第三者割当による有償新株予約権の発行（平成24年12月4日取締役会決議。以下、「当社第4回新株予約権」）を行いました。当社第3回新株予約権並びに当社第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」）は、あかつきフィナンシャルグループ株式会社（当社親会社）を始めとした割当先の賛同をいただき、本新株予約権の発行及び権利行使（5,094個（株））による払込総額（資金調達額）は122,190千円（平成24年12月31日現在）となりました。また本新株予約権は行使期間中ではありますが、資金の使用用途については、運転資金、中長期で事業の成長を成し遂げるため、既存事業の拡大や収益性の向上させる観点から、金融情報提供サービスのオンライン化推進、I R支援事業でのシステムや人員の増強を予定しております。支出予定時期は、平成26年3月期であります。

なお、当社株式は、平成25年1月の当社株式の時価総額が、東京証券取引所の上場廃止基準（有価証券上場規程第603条第1項第5号a）に定める所要額（3億円）以上となったため、上場廃止に係る猶予期間から解除されております。当社は、今後も引き続き東京証券取引所における上場を維持すべく、早期の業績改善を目指す所存であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	38,980
計	38,980

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,839	15,295	東京証券取引所 (マザーズ市場)	単元株制度を採用 していません。
計	14,839	15,295		

- (注) 1 発行済株式総数の内100株は、現物出資（有価証券（100枚）5百万円）によるものであります。
- 2 提出日現在発行数には、平成25年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りであります。

## ドリームバイザー・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権

決議年月日	平成24年9月19日
新株予約権の数(個)	9,745(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,745(注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	23,930(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年11月26日～ 平成25年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 23,930 資本組入額 11,965
新株予約権の行使の条件	1 本新株予約権は、1個を分割して一部行使をすることはできないものとする。 2 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。 3 米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

## 2 割当株式数の調整

(1) 当社が注3(2)の規定に従い行使価額(注3(1)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式によって調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注3(2)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(2) 前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る注3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその理由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

## 3 行使価格の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。))その他の

証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当について当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の価額が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該価額の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号から各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号からにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

## ドリームバイザー・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権

決議年月日	平成24年12月4日
新株予約権の数(個)	1,600(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600(注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	23,930(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年12月25日～ 平成25年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 23,930 資本組入額 11,965
新株予約権の行使の条件	1 本新株予約権は、1個を分割して一部行使をすることはできないものとする。 2 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。 3 米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

## 2 割当株式数の調整

(1) 当社が注3(2)の規定に従い行使価額(注3(1)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式によって調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注3(2)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(2) 前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る注3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその理由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

## 3 行使価格の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本号において同じ。))その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日

とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当について当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の価額が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該価額の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号から各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号からにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該期間} \\ \text{内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないとき

は、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、別途定める「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

##### (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

##### (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

##### (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

次の各号に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とします。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、23,930円とする。ただし、第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

##### (5) 交付する新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとします。

##### (6) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じたとき、はその端数を切り上げるものとする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

##### (7) 交付する新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、1個を分割して一部行使することはできないものとする。

本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。

米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。

##### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとし、

##### (9) 交付する新株予約権の取得

当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うことを当社の株主総会（株主総会が不要となる場合には、当社取締役会）で承認された場合、会社法273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。



## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日 (注)	5,094	14,839	61,046	674,649	61,046	258,824

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 平成25年1月1日から平成25年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が456株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,486千円増加しております。

## (6) 【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
あかつきフィナンシャルグループ株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号	7,844	52.86
島根 秀明	東京都新宿区	400	2.70
工藤 英人	東京都練馬区	400	2.70
目時 伴雄	埼玉県さいたま市北区	348	2.35
山崎 和也	青森県弘前市	303	2.04
増田 雄亮	東京都大田区	200	1.35
田村 桂子	東京都港区	180	1.21
奥山 泰	東京都世田谷区	176	1.19
山下 博	大阪府泉南市	159	1.07
渡邊 研二	埼玉県さいたま市浦和区	150	1.01
計		10,160	68.47

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,839	14,839	
単元未満株式			
発行済株式総数	14,839		
総株主の議決権		14,839	

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年7月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	166,914	225,968
売掛金	40,565	46,928
たな卸資産	1 786	1 807
その他	11,963	9,616
貸倒引当金	470	540
流動資産合計	219,760	282,780
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,214	3,193
減価償却累計額	8,977	64
建物(純額)	16,236	3,129
車両運搬具	6,449	-
減価償却累計額	6,449	-
車両運搬具(純額)	0	-
工具、器具及び備品	21,805	19,989
減価償却累計額	18,654	17,934
工具、器具及び備品(純額)	3,150	2,054
有形固定資産合計	19,387	5,183
投資その他の資産		
その他	28,932	9,642
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	28,932	9,642
固定資産合計	48,319	14,826
繰延資産		
株式交付費	-	15,026
繰延資産合計	-	15,026
資産合計	268,079	312,632

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	15,568	14,057
未払法人税等	1,422	608
賞与引当金	-	3,432
移転費用引当金	27,965	-
その他	17,214	23,922
流動負債合計	62,170	42,021
負債合計	62,170	42,021
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	613,602	674,649
新株式申込証拠金	-	23
資本剰余金	285,948	346,994
利益剰余金	693,641	751,129
株主資本合計	205,908	270,537
新株予約権	-	73
純資産合計	205,908	270,611
負債純資産合計	268,079	312,632

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
売上高	258,311	241,976
売上原価	163,126	158,640
売上総利益	95,184	83,336
販売費及び一般管理費	164,083 <sub>1</sub>	143,434 <sub>1</sub>
営業損失( )	68,899	60,098
営業外収益		
受取利息	19	16
有価証券運用益	752	-
雑収入	378	5,840
営業外収益合計	1,150	5,856
営業外費用		
デリバティブ取引運用損	564	-
株式交付費償却	-	760
雑損失	1	-
営業外費用合計	565	760
経常損失( )	68,315	55,002
特別利益		
受取損害賠償金	3,324	-
固定資産売却益	-	1,919
移転費用引当金戻入	-	800
特別利益合計	3,324	2,720
特別損失		
子会社清算損	-	2
投資有価証券評価損	-	81
減損損失	-	1,154 <sub>2</sub>
ゴルフ会員権評価損	-	3,424
特別損失合計	-	4,663
税金等調整前四半期純損失( )	64,990	56,946
法人税、住民税及び事業税	765	541
法人税等合計	765	541
少数株主損益調整前四半期純損失( )	65,755	57,488
四半期純損失( )	65,755	57,488

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	65,755	57,488
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	65,755	57,488
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	65,755	57,488
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	64,990	56,946
減価償却費	2,887	1,194
減損損失	-	1,154
貸倒引当金の増減額( は減少)	20	70
賞与引当金の増減額( は減少)	4,889	3,432
移転費用引当金の増減額( は減少)	-	13,372
受取利息	19	16
有価証券運用損益( は益)	752	-
デリバティブ取引運用損益( は益)	564	-
投資有価証券評価損益( は益)	-	81
ゴルフ会員権評価損	-	3,424
株式交付費償却	-	760
売上債権の増減額( は増加)	1,934	6,362
たな卸資産の増減額( は増加)	167	21
その他の資産の増減額( は増加)	22,196	2,910
仕入債務の増減額( は減少)	19	1,510
その他の負債の増減額( は減少)	1,267	1,887
その他	254	218
小計	31,937	63,094
利息の受取額	19	16
法人税等の支払額	2,823	1,355
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,741	64,434
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の売買による収支(純額)	673	-
デリバティブ取引による収支(純額)	364	-
有形固定資産の取得による支出	-	4,848
有形固定資産の売却による収入	-	0
その他の収入	-	23,486
その他の支出	14,009	5,643
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,047	12,994
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	311	69
新株予約権の発行による純収入	-	110,562
財務活動によるキャッシュ・フロー	311	110,493
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	50,100	59,053
現金及び現金同等物の期首残高	205,718	166,914
現金及び現金同等物の四半期末残高	155,617	225,968



**【継続企業の前提に関する事項】**

該当事項はありません。

**【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】**

ドリームバイザー・ファイナンシャル株式会社は清算が終了したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

**【会計方針の変更等】**

該当事項はありません。

**【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

該当事項はありません。

**【追加情報】**

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至 平成24年12月31日)
<p>(重要な繰延資産の処理方法)</p> <p>株式発行費</p> <p>当第2四半期連結累計期間より、新株予約権の発行にかかる費用を株式発行費(繰延資産)として計上し、定額法により3年で償却しております。</p>
<p>(表示方法の変更)</p> <p>四半期連結損益計算書</p> <p>前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間より区分表示しております。</p> <p>この表示方法の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に表示しておりました378千円は「雑収入」378千円として組み替えております。</p>

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 製品 745 千円 貯蔵品 40 千円	1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 製品 773 千円 貯蔵品 34 千円

## (四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)								
1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは以下のとおりであります。 役員報酬 28,620 千円 給与諸手当・賞与 23,567 千円 新聞輸送費 53,713 千円 地代家賃 8,627 千円 支払手数料 7,089 千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは以下のとおりであります。 役員報酬 17,445 千円 給与諸手当・賞与 20,334 千円 新聞輸送費 54,192 千円 地代家賃 5,105 千円 支払手数料 7,006 千円								
	2 減損損失 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。  (経緯) 金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業は、収益悪化により回復可能性が低いと判断し、当該事業にかかる器具備品(サーバ機器等)の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,154千円)として特別損失に計上いたしました。  (減損損失の金額)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報配信設備 事務機器</td> <td>器具備品</td> <td>本社</td> <td>1,154</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	金額(千円)	情報配信設備 事務機器	器具備品	本社	1,154
用途	種類	場所	金額(千円)						
情報配信設備 事務機器	器具備品	本社	1,154						

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。 (平成23年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。 (平成24年12月31日現在)
現金及び預金 155,617 千円 現金及び現金同等物 155,617 千円	現金及び預金 225,968 千円 現金及び現金同等物 225,968 千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、第3回新株予約権(平成24年9月19日当社取締役会決議)並びに第4回新株予約権(平成24年12月4日当社取締役会決議)の権利行使により、資本金61,046千円、資本剰余金61,046千円が増加しました。この結果、当第2四半期連結累計期間において、資本金674,649千円、資本剰余金346,994千円となっております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成23年12月31日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額
	金融証券市場 ニュース及び 投資支援アプ リケーション の提供事業	新聞及び 広告事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	72,103	162,034	234,137	24,173	258,311		258,311
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	72,103	162,034	234,137	24,173	258,311		258,311
セグメント利益又は 損失( )	416	14,915	14,499	9,296	5,202	63,697	68,899

(注) 1 「その他」には、出版事業、イベント事業等を含めております。

2 セグメント損失の調整額 63,697千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用65,022千円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失と調整を行っております。

4 前連結会計年度において区分表示しておりました「FX事業及びCFD事業」は、当該事業から撤退したため、当連結会計年度より記載しておりません。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額
	金融証券市場 ニュース及び 投資支援アプ リケーション の提供事業	新聞及び 広告事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	53,562	149,742	203,305	38,671	241,976		241,976
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	53,562	149,742	203,305	38,671	241,976		241,976
セグメント利益又は 損失( )	9,884	20,543	30,428	13,578	16,849	43,248	60,098

(注) 1 「その他」には、出版事業、I R 支援事業、投資信託評価事業を含めております。

2 セグメント損失の調整額 43,248千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失と調整を行っております。

4 当連結会計年度より、事業内容をより正確に表わすため、事業セグメントであるその他の「イベント事業」の名称を「I R 支援事業」に変更いたしました。名称のみの変更であるため、セグメント利益又は損失に与える影響はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当社グループは、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業において、収益悪化により回復可能性が低いと判断し、当該事業にかかる器具備品（サーバ機器等）の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,154千円）として特別損失に計上いたしました。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループでは、前第2四半期連結累計期間において、「その他」を報告セグメントといたしておりましたが、量的な重要性に乏しいことから、当第2四半期連結累計期間より、「その他」を報告セグメントには含まれない事業セグメントとして記載しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しており、前第2四半期連結累計期間の「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

## (金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

## (有価証券関係)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額( )	7,361円84銭	5,573円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(千円)	65,755	57,488
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	65,755	57,488
普通株式の期中平均株式数(株)	8,932	10,315

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北山 千里 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宝金 正典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成24年7月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年7月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。